

腐敗行為禁止基本方針

1. 目的

キッセイ薬品工業株式会社及びキッセイグループ各社は、キッセイグループ行動憲章の下、誠実・清廉な企業文化の陶冶に努め、法令・社会規範を遵守し、全てのお客様及び関係者の福祉に貢献すべく、事業活動に取り組んでいます。

キッセイグループは、公正な取引と健全な競争とが事業の基本であるとの考えから、贈賄を含む、以下に示す腐敗行為を排除することを経営上の重要な課題と認識し、本方針を制定します。

- 1) 日本国の刑法（贈賄罪）及び不正競争防止法（外国公務員贈賄禁止規定）、並びに米国の海外腐敗行為防止法（**Foreign Corrupt Practices Act**）、英国の贈収賄防止法（**Bribery Act**）、韓国の腐敗防止法（金英蘭法）、中国の腐敗防止法・不正競争防止法、その他のキッセイグループが事業を行う国及び地域における腐敗行為防止関連法令で禁止される公務員及び準公務員等に対する贈賄等の行為。
- 2) 英国の贈収賄防止法（**Bribery Act**）及び中国の不正競争防止法、その他のキッセイグループが事業を行う国及び地域における法令で禁止される商業賄賂等の行為。
- 3) 日本国の組織的犯罪処罰法、各都道府県の暴力団排除条例、犯罪収益移転防止法、外国為替法（安全保障貿易法制）及び、これに類する国外法令で禁止される暴力団、テロリストその他の如何なる反社会勢力を直接・間接を問わず助成する行為。
- 4) 前各号に準ずる不正な行為、並びに当該不正行為と疑いを持たれる行為。

2. 腐敗行為の禁止

キッセイグループは、その全ての役員及び従業員が、その全ての事業活動において、本方針に定める腐敗行為を禁止します。

キッセイグループは、その全ての役員及び従業員が、その全ての事業活動において、キッセイグループ各社の事業に従事し、または関与する直接の契約関係にある全ての取引先、代理人、助言者等に対して、本方針に定める腐敗行為を禁止し、または禁止するように努めます。

キッセイグループの全ての役員及び従業員は、各自の職責において、本方針を遵守する責務を負います。

3. 本方針の実践

キッセイグループは、グループ各社において、その事業内容、事業規模と、そのリスクの程度に応じ、本方針の実施と遵守のための適切な体制を構築します。キッセイグループは、キッセイ薬品工業株式会社に、グループ内の腐敗行為防止活動の運営管理を行う責任者を置くものとします。

2020年3月1日

キッセイグループ代表

キッセイ薬品工業株式会社

代表取締役会長 神澤 陸雄